

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

神戸市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北神地域

(1) 現況

本地域は、市域面積の44%を占めており、六甲山系及び帝釈・丹生山系など緑豊かな恵まれた自然環境のなかで農業が営まれており、米を主体とした栽培が行われている。また、減農薬・減化学肥料栽培による環境創造米キヌヒカリの作付けなど、環境負荷の軽減に配慮した農業が行われている。

なお、本地域には、農林統計上の中間・山間農業地域や棚田地域があり、平地に比べて生産条件の不利な地域が多い。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 西神地域

(1) 現況

本地域は、緩やかな丘陵地とその間を流れる明石川水系沿いの段丘と播磨平野に連なる平野部において農業が営まれており、葉菜類や果菜類を主体とした栽培が行われている。また、レンゲ等の緑肥作物の利用や堆肥施用、有機農業など環境負荷の軽減に配慮した生産方式による農業が行われている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北神区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	西神地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業および同項第3号に掲げる事業
③	上記①②を除く生産緑地地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業および同項第3号に掲げる事業

※ 上記の実施を推進する区域においては、原則として、都市計画及びその他の計画により都市的な土地利用を図る区域として位置づけた土地を除く。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア)兵庫県知事が地域の実態に応じて指定する地域

農林統計上の中間・山間農業地域（地域区分は旧市町村単位とする。）

(イ)棚田地域振興法によって指定された地域

イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上）とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ)市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（棚田地域振興法によって指定する地域）

(a)急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

2 集落協定の共通事項

設定しない。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、神戸市農業活性化協議会（北地域）水田フル活用ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

設定しない。